

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年9月3日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）関下複合商業施設

名取市増田字関下50街区1画地 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

有限会社京橋ゼットファイヴ 取締役 森田 威

東京都新宿区四谷一丁目4番地あると法律経済総合事務所気付

3 市町村の意見の概要

- (1) トラック搬出入専用出入口を一般車両出入口と共用することになるため、商品搬入等に係る車両の待機場所を確保し、来店者車両の通行を妨げないように配慮されたい。
- (2) 来店者の車両が駐車場から一般道へ出る場合、各方面出口への案内誘導について看板設置等配慮されたい。
- (3) 新装開店時、繁忙期等の混雑が予想されるときは、車両出入口や駐車場内に交通誘導員等配置し、歩行者の安全確保及び来店者車両等の円滑な誘導に配慮されたい。
- (4) 出入口付近における歩行者、自転車との接触事故を防ぐため、交通誘導員の配置や視界が遮られるようなフェンス等工作物の設置に留意され、必要によりカーブミラー設置等の安全施設の整備について検討されたい。
- (5) 歩行者の視界確保に配慮されたい。
- (6) 来店者の車両が周辺地区の生活道路へ進入し、騒音・路上駐車等発生しないように留意されたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び名取市役所

6 縦覧期間

平成20年9月3日から平成20年10月3日まで（ただし、閉庁日を除く。）